

(案)

番 号
年 月 日

原子力規制委員会 宛

原子力委員会委員長

利用目的のないプルトニウムの有無を判断する行政組織について

平成29年4月11日付け原規総発第1704113号をもって質問のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

原子力委員会では、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」（平成15年8月5日原子力委員会決定）において、利用目的のないプルトニウムを持たないとの原則を示すとともに、プルトニウムの平和利用に係る透明性向上の観点から、プルトニウムの利用目的の妥当性を確認することとしており、電気事業者等に対してプルトニウム利用計画（以下「利用計画」という。）の公表を求めているところである。加えて、当該決定においては、電気事業者のプルスーマル計画の進捗状況、日本原燃の再処理工場等の稼働状況等により、利用計画への影響が懸念される場合には、必要に応じて見直しを行うことを求めているところである。このことから、原子力委員会としては、電気事業者等による利用計画の公表及び見直しに応じて、プルトニウムの利用目的（利用量、利用場所、利用開始時期及び利用に要する期間の目途を含む。）の妥当性を確認することとしている。

また、原子力委員会では、原子力利用を巡る環境変化、我が国のプルトニウム総量、各施設に関して得られた情報も踏まえながら、需要と供給の整合がとれたプルトニウムの需給バランスを確保することが重要であると認識している

ところである。このことについては、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成28年4月20日衆議院経済産業委員会、平成28年5月10日参議院経済産業委員会）においても、使用済燃料再処理機構が策定する再処理等事業の実施中期計画を経済産業大臣が認可する際には、原子力の平和利用やプルトニウムの需給バランス確保の観点から、原子力委員会の意見を聴くものとされているところである。平成28年10月、本附帯決議を踏まえ、原子力委員会は経済産業大臣に対し、再処理や再処理関連加工の実施時期及び量を含む実施中期計画が再処理を実施する前に提示されることを求めたところである。

これらのことから、貴委員会のご指摘のように、原子力委員会としては、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、プルトニウムの需給バランス確保について、附帯決議の趣旨も踏まえながら中立的・俯瞰的立場から適切に確認を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じて経済産業大臣、電気事業者、再処理関連事業者等に対して意見を示すこととしている。